

弁護士 近況



永尾 竹則

最近、ウォーキングに精を出しています。休みがなかなか取れずに体調も思わしくなかった時に、すでにウォーキングをしていた妻に促されて始めました。なるべく毎日、5000歩以上を目標に歩くようにしています。出張の時はすぐに5000歩行きますが、普段事務所で仕事していると意識して歩かないと5000歩行くのはなかなか大変です。でも、夜にはライトに照らされた散歩コースの木々を見ながら歩くのも気持ち良いですね。大股で速めに歩くのが良いと聞いたので、万歩計を見ながら時速4キロ後半から5キロくらいで歩くようにしています。何か変わったかと聞かれると自覚はないですが、きっと体のどこかが変わっていると思います。



鳥飼 亜由美

昨年度、地域の子ども会役員の一人として活動しました。夏祭りやクリスマス会など、いろいろな行事を行う中で、地域の方、自治会、保護者の方々の快い支援をうけ、子どもは地域のみんなから支えられているのだなあと実感した一年でした。そういえば、私が子どもの時も、子ども会の盆踊りなどに参加しており、楽しい思い出を今でも覚えています。今の子どもたちが、大人になったとき、子ども会での楽しい思い出をもとに、また次の子どもたちを支えてくれるとよいなと、壮大な夢を抱いた一年でした。



大川 正二郎

前回、休みの日は一生懸命ぼーっとすると申し上げましたが、ぼーっとするというのは、意外と難しいことです。どこの国か、地域かは忘れましたが、ぼーっとする大会があるそうで、誰が一番ぼーっとしたかを競うそうです。ぼーっとするのを競い合うというのも変な話ですが、かくいう私も、「時には温泉にゆっくり浸かってぼーっとするぞ」と自分に言い聞かせて温泉に行くのですが、宿に着いたらすぐ入浴、夕食前にまた入浴、夕食後はお酒が入っているのですすがに入浴はしませんが、翌朝起きたらすぐ入浴、チェックアウト前に最後の入浴というふうに、落ち着く暇もなく忙しい温泉旅行となります。それでいて、「たまには温泉にでも入ってぼーっとしたいなあ」というのが口癖になっています。これを書いているのも日曜日だし、やはりぼーっとするのは難しいですね。

ほっと・安心法律事務所

〒840-0826

佐賀市白山一丁目4番28号

佐賀白山ビル1階

TEL 0952-25-5432

FAX 0952-25-5535

◆業務時間

月～金（祝日除く）

9時～17時30分

◆所属弁護士

永尾 竹則 鳥飼 亜由美

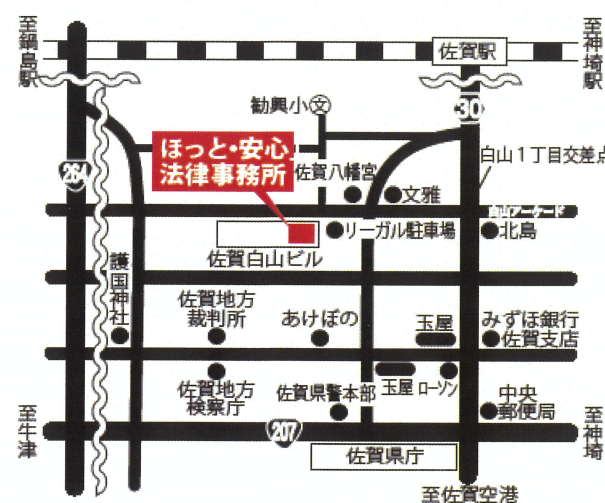
大川 正二郎

◆事務局

幸山 平山 桐原 横尾



ホームページはこちらから →
<http://hot-anshin-lo.jp/>



ほっと・安心法律事務所

おたより ほっと

Hotto Anshin Law Office Letter

No. 20

2025年 4月 発行

[発行]

ほっと・安心法律事務所



「ほっと・安心」へ

ほっと・安心法律事務所として歩き出して1年が経ちました。所長を引き継ぎ無我夢中で突っ走ってきたという感じの1年でした。

改めて、法律と社会生活との関係を考えてみました。法律は社会生活を送るうえでルールとして機能しているものですが、トラブルが発生しなければ法律を意識することもほとんどないと思います。我々弁護士も多くの人にとっては、トラブルがないとほとんど関わりをもたない業種だと思います。

ですが、毎年何らかの法律が改正されていて、例えば、自転車運転に関する法律の改正などは、より日常生活に関わる内容になって来ているという印象があります。法律は遠いようで実は身近にあるものです。そういう意味では弁護士も多くの人にとって普段からもっと身近な存在であるべきだと感じています。そのために親しみやすい存在であるべきですし、人々と接する機会も多く持つ必要があると思います。テレビなどで弁護士を見る機会も昔に比べると多くなっていると思いますので、その分では親しみやすくなってきているとも思います。

私自身も、皆様にとってますます身近で頼りになる存在となって、その先に皆様が「ほっと・安心」していただけるように一層努力して参りたいと思います。

令和7年4月吉日 弁護士 永尾竹則

パワーハラスメントになるかならないかの境界線はどこでしょうか？



法律上は、職場において①優越的な関係を背景としていること、②業務上必要かつ相当な範囲を超えていること、③労働者の就業環境が害されることの3つすべての要素を満たすものがパワハラに当たるとされています。ただ、裁判例を見ると、この問題については、個別の問題が発生した時に具体的に様々な事情を検討してハラスメントになるかどうかが決まってくるもので、事前にここまでなら許されるという明確な線引きはできないと思われます。上の3つの要素を一つずつ見て行きます。

まず、①については、職務上の地位が上の人による言動はもちろんですが、同僚あるいは部下でも集団による場合で抵抗することが困難な場合などにもこれに当たると考えられています。

また、②については、社会一般的に考えて業務上明らかに必要性のない言動や業務上のミスに対する注意でもその注意の回数や注意の手段が一般的に許されると考えられる範囲を超えている言動や人格を否定するような言動はこれに当たると考えられています。

③については、社会一般の労働者が就業する上で見すごせないほどの支障が生じたと感じるような言動かどうかを基準にして労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ能力の発揮に重大な悪影響が生じた場合がこれに当たると考えられています。

・仕事でミスをした部下に対して指導するときには、感情的な言葉を言ったり、他の労働者の面前で大声で威圧的な言葉で叱責したり、必要以上に長時間にわたり叱責したりしてしまうとパワハラに当たると考えられます。ただ、部下の問題行動が重大だったり、再三注意しても改善されなかったりする場合に一定程度強く注意するのはパワハラに当たらないと考えられます。

パワハラの発生の原因や背景には職場の中でのコミュニケーションの希薄化などがあるのではないとも言われています。例えば、ありがたいと思ったときには声に出して感謝の言葉をかけるなど職場内での言葉の掛け合いも重要な気がします。



永尾 竹則

面会交流、拒否できる？



離婚のご相談をうけると、相手にこどもを会わせないようにしたい、というご意見を聞くことがよくあります。もちろん、子への虐待等があったり、父母間の激しい感情的対立が子に強いストレスを与え、面会交流自体が子の精神的安定を害する場合など、面会交流が子に悪影響を及ぼす場合等には、面会交流が制限されることがあります。

しかし、そこまで至らない場合、やはり、何らかの形で面会交流の機会を設けることを検討していくことになります。話し合いで折り合えなければ裁判所の調停や審判で、面会交流について定めていくことになります。

もちろん、面会の方法、頻度等は実情に応じて様々に工夫していきます。手紙や写真のやり取りからはじめてみたり、直接会うにしても、裁判所などで試行的に面会交流を行なって様子をみたり。工夫しながら面会交流の方法を調整していきますが、実際に面会交流を継続的に実施するには、何より、相手方との（面会交流に関する）信頼関係を築くことが不可欠です。

面会交流が問題になるケースでは、離婚や養育費等、様々な問題で、父母間の対立感情が大きくなっていることが往々にしてあります。そのような中でも、子の福祉の観点から、父母として、子の幸せという共通かつ最大の目的に向かって、子を夫婦の対立に巻き込まないよう、双方が自制してルールを設け、これを守って面会交流を重ねるなかで、信頼関係を築いていけるとよいなと思っています。



鳥飼 亜由美

ああ、国際離婚



弁護士（弁）と飲み仲間の熊五郎（熊）のおなじみ飲みニケーションシリーズ第10弾。

熊：先生よ、俺の会社の社員に男の外国人がいるんだが、一緒にいる女房と夫婦げんかばかりしていて、とうとう離婚だって騒いでるんだ。話合では解決しそうでないんで、佐賀の家庭裁判所で調停や離婚裁判をしたらどうかと言ってやっているんだ。

弁：へ～。だけど、外国人の離婚問題は日本人夫婦の離婚と同じようにはいかないんだ。

熊：どういうことだ？

弁：まず、国際裁判管轄といって、外国人夫婦の離婚を日本の裁判所が扱えるかという問題があるんだ。もっとも熊さんの会社の外国人夫婦は共に日本に住んでいるから、日本の裁判所でいいけど。だけど、日本の裁判所で扱えるからといって日本の法律が適用されるとは限らないんだ。これは準拠法といってどの国の法律を適用するかの問題なんだ。たとえば、外国人夫婦が同じ国の人であればその国の法律が適用されることになり、日本で裁判するのに離婚を決める法律が外国の法律になることがあるんだ。

熊：うわっ。なんか複雑。だけど、女房の方は日本人なんで。

弁：それなら日本の法律でいいよ。子供はいるのかい？

熊：小学生が1人かな。日本人ということになっているみてえだ。

弁：子供の親権者も、子供の国籍と親の国籍が共通する方の国の法律で決められることになる。

この場合は母親と同じ日本なので、日本の法律で決められることになるね。

熊：こりゃ、ややこしくってしょうがねえや。おれもラインで付き合っている外国人の彼女と一緒にしろうかと思ってたけど、万が一の時はややこしそうだなあ。

弁：熊さん、その彼女、お金を要求してない？

熊：ちっとばかりし、結婚支度金とか、投資のためとか。

弁：熊さん、それ、いわゆる国際ロマンス詐欺っぽいよ。それに、熊さんには素晴らしい恋女房がいたんじゃないかったっけ？

熊：そうだった。かあさん、すまねえ。



大川 正二郎